

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

七 法第九十六条の二の規定により提供を受けた事項を記録する磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する磁気ディスクの調製に関する事項

八 情報処理設備の機能に支障が生じた場合の措置に関する事項

九 情報処理業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項

十 情報処理業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項

十一 その他情報処理業務の実施に関し必要な事項

(情報処理業務の休廃止の届出)

第六十二条の十五 登録情報処理機関は、法第九十六条の九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする情報処理業務

二 休止又は廃止しようとする日

三 休止しようとする期間

四 休止又は廃止しようとする理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第六十二条の十六 法第九十六条の十第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第六十二条の十七 法第九十六条の十第二号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録情報処理機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第六十二条の十八 法第九十六条の十四の国土交通省令で定める事項は、各月における次に掲げる件数とする。

一 法第三十三条第四項に規定する事項について、法第九十六条の二の規定により提供を受けた件数及び回答した件数

二 法第七十五条第五項に規定する事項について、法第九十六条の二の規定により提供を受けた件数及び回答した件数

三 法第九十四条の五第二項に規定する事項について、法第九十六条の二の規定により提供を受けた件数及び回答した件数

四 法第九十四条の五の二第二項において準用する法第九十四条の五第二項に規定する事項について、法第九十六条の二の規定により提供を受けた件数及び回答した件数

2 法第九十六条の十四の帳簿は、情報処理業務を行う事業場ごとに作成して備え付け、情報処理業務を廃止するまで保存しなければならない。

第十八号様式の三中「輸入した並進磁気テープ」の次に「若しくは並進磁気テープの複製を複製し、若しくは輸入した並進磁気テープを、」を、「届出をした自動車整備事業者」の次に「若しくは回答第二項の規定による届出をした並進磁気テープを、」を、「当該自動車整備事業者」の次に「若しくは並進磁気テープ」を加える。

第二十二号様式中

「(3) 第28条の3第1項の規定により封印の取付けの委託を受けた者

(4) 第29条第2項又は第30条の規定により届出をした者

(5) 第36条の2第1項の許可を受けた者

(6) 第55条第3項の規定によりその設ける自動車整備士の養成施設について指定を受けた者

(7) 第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者

(8) 第75条の2第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者

(9) 自動車分解整備事業者

(10) 優良自動車整備事業者の認定を受けた者

(11) 指定自動車整備事業者

「(3) 引取業者

(4) 第28条の3第1項の規定により封印の取りつけの委託を受けた者

(5) 第29条第2項又は第30条の規定により届出をした者

(6) 第36条の2第1項の許可を受けた者

(7) 第55条第3項の規定によりその設ける自動車整備士の養成施設について指定を受けた者

(8) 第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者

(9) 第75条の2第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者

(10) 自動車分解整備事業者

(11) 優良自動車整備事業者の認定を受けた者

(12) 指定自動車整備事業者

(13) 登録情報処理機関

(14) 情報管理センター

「(8) 第100条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」や「(9) 第100条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」に改める。

第二条 自動車損害賠償保障法施行規則(昭和三十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七号第三号中「六月」を「一年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年五月二十五日)から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第三条第二項の国土交通省令で定める者は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に改正法附則第三条第一項前段の規定により新許可を受けた者とみなされる者とする。

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の項中「並びに第九十四条の六第一項及び第二項」を「第九十四条の六第一項及び第二項並びに第九十六条の十四」に改める。

別表第二道路運送車両法の項中「及び第九十四条の六第一項」を「第九十四条の六第一項及び第九十六条の十四」に改める。

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号
電話	03(3587)4294
定価	一ヵ月、五九六円(本体、一五〇円) 本号一部 一三六円(本体、一三〇円)
送料	(配)
別	